

(2) 無給休暇

自己啓発等休業	職員としての在職期間が2年以上の職員が対象	①大学等課程の履修2年(法科大学院等は3年) ②国際貢献活動3年	・ 職員の身分保障、職務専念義務免除。 ・ 休業期間中の給与の支給なし。 ・ 共済組合員の身分を有する。 ・ 休業中、公務災害の適用なし。
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合	3年以内	・ 職員の身分保障、職務専念義務免除。 ・ 休業期間中の給与の支給なし。 ・ 共済組合員の身分を有する。 ・ 休業中、公務災害の適用なし。

(3) 自動車運転免許証更新(職専免)

自動車運転免許証の更新手続きをする場合は、自動車運転免許証更新時における申請、講習及び受領等に要する最小限度必要と認められる時間となります。

5. 女性に関する権利・育児・出産に関する権利

以下の番号の下の◆印は無給ですがそれ以外(16, 17, 18を除く)はすべて有給休暇です。

	項 目	期 間		備 考
1	生理休暇 女性職員が生理のため勤務することが著しく困難なとき	生理のつど2日以内 〔ただし、学校行事等で連続取得が不可能な場合は、行事をはさんで残りの1日を取得できる。 (2000. 4. 1～)〕		・ 時間単位の取得も可能ですが休暇処理上は1日。
2	妊娠障害休暇 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合	日数で14日以内 時間取得も可 〔週休日・休日を除外して連続又は分割取得可能。〕		・ 「妊娠障害」とは、妊娠に起因するつわり、高血圧、悪阻、浮腫等の生理的症狀をいう。 ・ 時間単位での承認は7.75H＝1日で換算。
3	妊産婦の健康診査等休暇 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保険法に基づく保健指導・健康診査を受ける時	妊娠満23週目まで	4週間に1回	・ 医師等の特別な指示があった場合は左記の規定によらず指示された回数をとることができる。 ・ 1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間をとることができる。
		妊娠満24週～35週目まで	2週間に1回	
		妊娠満36週～分娩まで	1週間に1回	
		産後1年まで	その間に1回	

	項 目	期 間	備 考
4	通勤緩和措置 妊娠中の女性職員が利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとき。	正規の勤務時間の始め・終わりに1日を通して1時間以内（まとめどりも可）。	・ 自家用車通勤にも適用される。（98. 4. 1～） 分割してとる場合 まとめてとる場合
5	産前・産後休暇 出産する予定の女性職員	産前8週間 （多胎妊娠は、14週間）	・ 出産日は、産前休暇に含む。 ・ 出産日が延びれば、その分産前休暇が延長される。
		産後8週間	・ 死産、人工妊娠中絶の場合であっても、妊娠満12週以後の分娩であれば「出産」の概念に当てはまり、産後休暇の対象となる。
6	補食のための特別休暇 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合	その都度必要と認められる時間	・ この休暇は、その前後が勤務時間に連続したものであること。（勤務時間の始め又は終わり、休憩、休暇に連続した使用は不可）
7 ◆	育児休業 3才に満たない子を養育していて、下記①～④に該当しない男女の職員が対象 ①会計年度任用職員 ②臨時的任用職員 ③育休代替任期付職員 ④勤務延長職員 ※会計年度任用職員の育児休業制度については、70頁に記載しています。	子が3才に達する日までの期間	・ 「子」とは、実子のほか養子、試験養育期間中の子を含むが、配偶者の連れ子、孫等は含まない。（2016. 4. 1～試験養育期間中の子を追加） ・ 「3才に達する日」とは、満3才の誕生日の前日をいう。 ・ 配偶者が専業主婦（夫）や育児休業、育児短時間勤務、部分休業中であっても職員は育児休業の取得ができる。 ・ 共済組合から育児休業手当金の支給あり。 （1日につき標準報酬日額×0.67） （180日以降は1日につき標準報酬日額×0.5）
8	育児時間 男女職員が生後満3歳に達しない子を育てるとき。	生後2年まで 1日2回、1回60分 （120分1回でもよい） 生後2年から3年まで 1日2回、1回45分 （90分1回でもよい） （2020. 4. 1～）	・ 養子にも適用される。 ・ 男女どちらとも取得できる。 ・ 男性職員が育児休業取得中に配偶者（女性）の取得も可

	項 目	期 間	備 考
9 ◆	部分休業 小学校就学前の子を養育する男女職員のどちらかの申し出により決定。	小学校就学前まで育児時間と合わせ1日2時間以内（30分単位） 〔勤務時間の始めか終わりに連続または分割で2時間以内〕	・無給。（勤務しない時間分の賃金を減額） ・育児時間との併用可。 (育) 45分 (育) 45分 30分 (部) 30分 (育) 90分 (育)…育児時間 (部)…部分休業 (夫と妻で分けてとることもできる)
10	出産補助休暇 配偶者の出産に際し取得できる。 （事実上の婚姻関係と同様な事情にある者も含む）	3日を超えない範囲内 〔出産予定日より28日前の日又は入院した日から出産日以後14日後までの期間内。〕	・配偶者(男性)が取得できる。 ・妊娠4ヶ月以上の流産、死産、早産にも適用。 28日 予定 出産 14日 入院 ・時間取得が可能。
11	育児参加休暇 配偶者の出産に際し夫が取得できる。	5日を超えない範囲内 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から出産日以後8週間を経過するまでの日	・配偶者(男性)が取得できる。 ・時間取得が可能。 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が対象。
12	子の看護休暇 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）その子の母子保健法第12条若しくは第13条に規定する健康診査、学校保健安全法第11条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間（義務教育終了前の子を複数養育する職員は10日）	・「子」とは、職員が養育する実子、養子、里子及び配偶者の子を含む。（2015.7.1～里子を追加） ・「看護」とは、負傷、疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話をいい、後遺障害の機能回復訓練（リハビリ）の介助は含まない。 ・「負傷、疾病」には、負傷、疾病が治った後の社会復帰のための機能回復訓練は含まない。 ・「母子保健法第12条若しくは第13条に規定する健康診査」とは、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査をはじめ、市町村が実施する乳幼児健康診査をいう。 ・「学校保健法第4条」に規定する健康診断」とは、就学時の健康診断をいう。 ・「予防接種」とは、予防接種法第2条第2項に規定する疾病に対する予防接種及びインフルエンザの予防接種をいう。 ・「学校等」とは、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校の中学部、小学部及び幼稚園並びに保育所（個人または法人が経営する託児所等の認可外保育所を含む。）のことをいう。

	項 目	期 間	備 考										
13	育児のための短時間勤務制度 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（男女ともに可）が育児と仕事の両立をいっそう容易にするために導入(2008.4～)	小学校就学の始期に達するまで 以下のパターンから選ぶことができる。 <table border="1"><thead><tr><th>勤 務 形 態</th><th>週勤務時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 1 日 3 時間55分、週 5 日勤務</td><td>19時間35分</td></tr><tr><td>② 1 日 4 時間55分、週 5 日勤務</td><td>24時間35分</td></tr><tr><td>③ 1 日 7 時間45分、週 3 日勤務</td><td>23時間15分</td></tr><tr><td>④ 1 日 7 時間45分を 2 日と 1 日 3 時間55分を 1 日の週 3 日勤務</td><td>19時間25分</td></tr></tbody></table>	勤 務 形 態	週勤務時間	① 1 日 3 時間55分、週 5 日勤務	19時間35分	② 1 日 4 時間55分、週 5 日勤務	24時間35分	③ 1 日 7 時間45分、週 3 日勤務	23時間15分	④ 1 日 7 時間45分を 2 日と 1 日 3 時間55分を 1 日の週 3 日勤務	19時間25分	- 一度の申請につき1ヶ月～1年 - 賃金は勤務時間に応じた額
勤 務 形 態	週勤務時間												
① 1 日 3 時間55分、週 5 日勤務	19時間35分												
② 1 日 4 時間55分、週 5 日勤務	24時間35分												
③ 1 日 7 時間45分、週 3 日勤務	23時間15分												
④ 1 日 7 時間45分を 2 日と 1 日 3 時間55分を 1 日の週 3 日勤務	19時間25分												
14	育児・介護のための時差出勤（試行） 育児や介護により家庭生活において支障があるとき。 (2017.4.1～)	同一年度内に 1 月以上 12 月以内の期間。	早出または遅出勤務始業及び終業の時刻を通常勤務の場合よりそれぞれ15分または30分繰り上げるか繰り下げる時刻とする。										
15	出生サポート休暇 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 詳細は P56	1 の年（1 月～12 月）において 5 日を超えない範囲内。 〔当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日〕	- 取得単位は 1 日又は 1 時間。 - 医師の診断に基づく不妊症の治療については、今後も病気休暇を取得することができる。 - 不育症にかかる通院を出生サポート休暇の取得対象に含める。(2022.4.1)										
16	産休代替引継期間	産前休暇前… 3 日 産後休暇後… 1 日 育児休業後… 1 日	復帰日が休日等にあたるときは翌日に延ばす。										
17	産休予定者の代替教員の派遣	① 1 学期当初、② 2 学期当初から代替臨時講師を配置	① 1 学期中に産休取得が見込まれる、養護教諭と県立学校教諭が対象 ② 2 学期中に産休取得が見込まれる小学校及び特別支援学校（高等部含む）の学級担任を務める教諭 ①、②の産前休暇 3 日前代替が 4 カ月前に拡大。										
18	体育代替教員の派遣 体育授業を行う女性教員を対象とする代替措置。	産前休暇開始前の 4 ヶ月間 (大分県独自)	校長に申請する。										

※2017年4月1日から育児休業、部分休業、育児短時間勤務、育児時間、育児参加休暇、子の看護休暇、忌引休暇、ドナー休暇、時差通勤については「子」の範囲を拡大し、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子及び養子縁組里親に委託されている子も取得対象とする。